

(案)

業務委託契約書

排出事業者公益財団法人広島県下水道公社（以下「発注者」という。）と、収集運搬・処分業者〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者の事業所が排出する産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して、次のとおり委託契約を締結した。

- 1 委託業務名 芦田川流域下水道芦田川浄化センター及び新浜中継ポンプ場
沈砂・しき処理業務
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託料 1トン当たりの搬出処分費　￥〇〇,〇〇〇.-
(取引に係る消費税額及び地方消費税を含む)
- 4 前金払い なし
- 5 部分払い あり（11回）
- 6 契約保証金 免除（※該当する場合）

（目的）

第1条 発注者は、発注者の事業場芦田川浄化センター及び新浜中継ポンプ場から排出される産業廃棄物（汚泥）に処分に関して、上記の業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

（実施の方法）

- 第2条 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令を遵守するものとする。
- 2 受注者は、別添仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）並びに発注者の指示に従って、委託業務を誠実かつ適正に履行しなければならない。
 - 3 発注者が、受注者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、別記1「委託業務の内容」のとおりとする。

（受注者の事業範囲）

第3条 受注者の事業範囲は別記1「委託業務の内容」のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可の写し又は再生利用業の認定書の写しを発注者に提出する。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を発注者に通知し、変更した許可書又は認定書の写しを発注者に提出する。

（積替、保管）

- 第4条 受注者は発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- 2 受注者は、別記1「委託業務の内容」に指定する事業場以外では、発注者から委託された産業廃棄物の処分のための保管を行わない。
 - 3 前項の事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ契約期間内に確実に

処分できる範囲で行う。

(権利譲渡の禁止)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約期間中に委託業務を第三者に委託する必要が生じた場合は、受注者は発注者の書面による承諾を得て、法令に定める再委託基準に従い再委託することができます。この場合において、受注者は発注者から要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除する。

(マニフェスト)

第7条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるマニフェストを搬出の都度必ず交付するものとする。

(義務と責任)

第8条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受注者に提供するほか、適宜または受注者の要求に応じ収集運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供する。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生じる支障
- (5) その他注意事項

イ 形状、主成分、混合成分

ロ 特性

- ・有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分
- ・引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、揮発性、ガス（有害）発生、ガス（可燃性）発生、材料腐食性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等

2 発注者は、処分を委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は委託物の引き取りを拒むことができる。

この場合において、発注者は委託料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 発注者は、委託する産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、「産

業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期及び回数：委託業務の最初の搬出時前1回

- 5 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、関係法令に基づき適正に処理する責任を負う。
- 6 受注者は、委託業務の実施につき、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。
- 8 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の承諾を得て一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力するものとする。

(業務計画表)

第9条 受注者は、仕様書等に基づき業務計画表を作成し、発注者の指定する日までにこれを提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(発注者の調査権)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも受注者に対し、委託業務の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(業務責任者等)

第12条 受注者は、委託業務の業務責任者を定め、書面により速やかに発注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 受注者又は業務責任者は、この契約の履行に関し、発注者の指示に従って委託業務の運営管理、現場の取締その他委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第13条 受注者は、委託業務の実施に際し特許権その他第三者の権利の対象となるいる方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知することにより委託業務の内容を変更し、若しくは一部の実施を停止又は中止することができるものとする。

2 前項の場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、発注者は、受注者と協議してこれを定めるものとする。

3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたと認められるときは、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(業務報告)

第15条 受注者は、委託期間中各月ごとに業務報告書又は業務完了報告書を作成し、翌月10日(令和8年3月及び令和9年3月分については同月末日)までに発注者に提出しなければならない。ただし、別に仕様書で定める場合は、それによるものとし、業務計画上作業を実施しないこととなっている月については、提出を要しない。

なお、受注者は発注者に収集運搬業務についてはマニフェストB2票を、処分業務についてはマニフェストD票及びE票を法に基づき処分終了後10日以内に送付するものとする。

(検査)

第16条 発注者は、前条の規定による業務報告書又は業務完了報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に、委託業務の成果(以下「成果」という。)が契約の内容に適合しているか検査を行うものとする。

2 受注者は、成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するよう手直しを行った後、発注者に手直完了届を提出して再検査を受けなければならない。

3 再検査の期日については、第1項の規定を準用し、発注者が手直完了届を受領した日から起算する。

(委託料の請求)

第17条 受注者は、各月の成果が前条の規定による検査に合格し、次表中「支払対象期間」に規定する各期間における処分量が確定したときは、発注者に対して当該処分量に対する委託料の支払いを書面により請求することができる。

2 前項の委託料の額は、「3 委託料」に定める単価に、前項の規定により確定した処分量を乗じて得た額(乗じた額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

支 払 回	支 払 対 象 期 間			
第 1 回	令和 7年 4月 及び	令和 7年 5月		
第 2 回	令和 7年 6月 及び	令和 7年 7月		
第 3 回	令和 7年 8月 及び	令和 7年 9月		
第 4 回	令和 7年 10月 及び	令和 7年 11月		
第 5 回	令和 7年 12月 及び	令和 8年 1月		
第 6 回	令和 8年 2月 及び	令和 8年 3月		
第 7 回	令和 8年 4月 及び	令和 8年 5月		
第 8 回	令和 8年 6月 及び	令和 8年 7月		
第 9 回	令和 8年 8月 及び	令和 8年 9月		
第10回	令和 8年 10月 及び	令和 8年 11月		
第11回	令和 8年 12月 及び	令和 9年 1月		
完 了 払	令和 9年 2月 及び	令和 9年 3月		

(委託料の支払)

第18条 発注者は、前条の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して30日以内に、これを支払わなければならない。

2 受注者は、発注者が前項の支払期限までに支払を完了しないときは、支払期限到来の日の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、当該未払いの額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を、発注者に請求できるものとする。

(契約の解除等)

第19条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。
- (2) 受注者がこの契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（委託業務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。
- (3) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
- (4) 受注者が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質又は契約当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者が、監督官庁から、委託業務の履行に必要な業務に係る営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。

2 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の一部を解除することができる。

- (1) 委託業務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来高部分を書面をもって発注者に報告しなければならない。

4 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い出来高を確定し、当該出来高に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、それが自己の責めに帰すべき理由によるときは、委託料の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

- (1) 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合

6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

7 第1項及び第2項の規定又は法令の規定により、この契約を解除することができる場合であつても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物を発注者、受注者双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人、若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 役員等又は使用者が、業務に関し暴力行為を行つたと認められるとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（契約解除等の通知）

第20条 発注者は、契約の解除等をするときは、書面により遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

(履行遅滞による損害賠償)

第 21 条 受注者が、自己の責めに帰すべき理由により、この契約に定める委託期間内に委託業務を完了することができない場合で、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込があると認められるときは、発注者は、受注者から損害賠償金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の損害賠償金は、延長前の委託期間満了の日から第 16 条の規定による検査に合格する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額につき、年 14.5 パーセントの割合で算定した額とする。

(天災等による履行不能)

第 22 条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となつたときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

(守秘義務)

第 23 条 受注者は、委託業務の成果（一部成果を含む。）及び委託業務の実施に際して知り得た事実を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 24 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取扱うに当たっては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 25 条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を、委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があればいつでも前項の書類を提出するものとする。

(疑義の解決)

第 26 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約書に定めのない事項で必要がある場合は、関係法令に従いその都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、発注者の決定するところによる。

(特約事項)

第 27 条 本契約は、本契約に係る発注者の令和 7 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

2 頭書の規定にかかわらず、令和 8 年度の本契約に係る発注者の収入支出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。

この契約の締結を証するため契約書 2 通を作成し、発注者・受注者両当事者が記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和7年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社
理事長 上仲孝昌

受注者

別記1（第2・3・4条関係）

委託業務の内容

1 業務名 芦田川流域下水道芦田川浄化センター及び新浜中継ポンプ場
沈砂・しさ処理業務

2 受注者名

3 収集運搬に関する事業範囲

区分		事項等
業務区分		産廃
業者名・所在地		
積込場所	許可県名等	
	許可の有効期限	
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
	許可番号	
荷降ろし場所	許可県名等	
	許可の有効期限	
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
	許可番号	

4 運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
積替・保管	

5 委託する産業廃棄物の種類、数量等

収集運搬 予定数量及びその範囲	収集・運搬 汚泥 予定数量 580t
-----------------	--------------------

6 処分に関する事業範囲

区分		事項等
業務区分		産廃
業者名・所在地		
許可県名等		
許可の有効期限		
事業の範囲	許可証のとおり	
産業廃棄物の種類	汚泥	
許可番号		
事業場の名称		
処分方法		
施設の処理能力		

7 委託する汚泥（以下「産業廃棄物」という。）の種類、数量、契約単価等

産業廃棄物の種類、数量	汚泥 580t（予定数量）
処分予定数量、処分方法及び処理処分単価	焼却 580t（予定数量） ○○,○○○円/t（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）
処分施設の処理能力	
処分施設の所在地	
最終処分施設の所在地	

別記2（第24条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（複写・複製の禁止）

第7 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

（取扱状況の報告及び調査）

第9 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は隨時、実地に調査することができる。

（事故発生時における報告等）

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。